

(別紙)

諮問番号：令和6年度諮問第2号

答申番号：令和6年度答申第6号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、審査請求の利益を欠くに至り、不適法となったため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第1項の規定により却下されるべきである。

第2 審査請求に至る経過

- 1 身体障害児である審査請求人の子（（以下「本件児童」という。））の保護者である（以下「父」という。）は、令和5年5月2日、神戸市北福祉事務所長（以下「処分庁」という。）に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第76条の規定に基づき、本件児童を対象者とした電動車椅子の購入に係る補装具費の支給を申請事項とする補装具費支給申請書を提出した（以下「本件申請」という。）。
- 2 処分庁は、令和5年5月15日、神戸市障害者更生相談所（以下「本件更生相談所」という。）に対し、本件児童による電動車椅子の操作確認を依頼した。
- 3 本件更生相談所は、令和5年6月15日、本件児童による電動車椅子の操作確認を行い、同月30日、処分庁に対し、本件児童による電動車椅子の操作は困難である旨の意見を記載した同日付け電動車椅子操作に係る意見書（以下「本件意見書」という。）を送付した。
- 4 処分庁は、令和5年7月4日、本件意見書に記載された意見を基に、本件申請を却下する旨を決定し、神戸市補装具費支給要綱（平成18年10

月1日保健福祉局長決定。以下「本件要綱」という。)第6条第2項後段の規定に基づき、申請者である本件児童の父に対し、同日付け神第号却下決定通知書(以下「本件通知書」という。)により通知した(以下「本件処分」という。)

- 5 審査請求人は、令和5年10月4日、本件処分を取り消す、との裁決を求め審査請求をした。

第3 審査関係人の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

本件処分の再審査を求めます。理由は、神戸市学校(以下「本件学校」という。)の実習助手である作成に係る令和5年5月2日付け電動車椅子支給に係る副申書(障害児用)に記載された通り、本件児童の身体の状態から電動車椅子を必要とするためです。本件児童の電動車椅子の使用は、呼吸器の管理、吸引などを常に必要とする障害の特性のため、常時保護者・看護師・教員など医療的ケアの実施が可能な者と共に使用します。本件処分の理由にあったような、指示に気づけない、指示された操作ができない、また操作確認者に注目することができない等に関しては、今後の練習により向上をめざすところではありますが、本件児童の体や呼吸器が安定して設置できる電動車椅子がなければ、安全な練習走行を行うことができません。前例として熊本県で、児童の障害の状況や環境に応じて、学校で使用するという条件で支給決定がされたと聞いています。この事例に応じて、処分庁でも校内等の限定地域使用での補装具費の支給申請を認めていただきたいと希望します。本件児童は現在、週4日以上登校し授業に参加しています。歩行不可なため在校中は5時間以上、車椅子を使用します。

2 審査庁の見解

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

2 補装具費の支給基準

法第76条第1項は、障害者等の障害の状態からみて、当該障害者等が補装具の購入等を必要とする者であると認めるときは、当該障害者又は障害児の保護者に対し、当該補装具の購入等に要した費用について、補装具費を支給すると規定している。

また、電動車椅子に係る補装具費支給事務取扱要領（平成30年3月23日障発0323第32号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「本件要領」という。）は、電動車椅子に係る補装具支給基準として下記のとおり規定している（以下「本件支給基準」という。）。この点、電動車椅子は、その性質上、使用者自身の他に周りの歩行者等の安全も確保する必要があることから、「購入等を必要とする者」に該当するかどうかを判断するにあたり、使用者である障害者等が電動車椅子を円滑に操作することができるか、安全に走行することができるかという点を考慮する本件支給基準は相当な内容であると言える。

記

(1) 対象者

学齢児以上であって、次のいずれかに該当する障害者等であること。

ア 重度の下肢機能障害者等であって、電動車椅子によらなければ歩行機能を代替できないもの

イ 呼吸器機能障害、心臓機能障害、難病等で歩行に著しい制限を受ける者又は歩行により症状の悪化をきたす者であって、医学的所見から適応が可能なもの

(2) 使用者条件

次のいずれにも該当する障害者等であること。

ア 日常生活において、視野、視力、聴力等に障害を有しない者
又は障害を有するが電動車椅子の安全走行に支障がないと判断される者

イ 歩行者として、必要最小限の交通規則を理解・遵守することが可能な者

(3) 操作能力

次の全ての操作を円滑に実施できる障害者等であること。ただし、アシスト式簡易型の場合には、イの(イ)を除き不要であること。

ア 基本操作

(ア) 操作ノブ等の操作

(イ) メインスイッチ・速度切り替え

(ウ) 発進・停止

イ 移動操作

(ア) 速度（低速・高速等）調節

(イ) 直進（直線・蒲鉾・片傾斜道路）走行

(ウ) S字・クランク走行

(エ) 坂道走行

(オ) 溝・段差乗越え走行

(カ) 旋回

(キ) 非常時の対応

(ク) その他移動に必要な操作

3. 補装具費支給の判定方法

法第76条第3項は、市町村は、補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、身体障害者更生相談所等の意見を聴くことができることと規定している。

また、法の規定を踏まえ、神戸市では、本件要綱第6条第1項において電動車椅子に係る補装具費支給申請を受理した福祉事務所長は、本件更生相談所による判定にもとづき支給の可否を決定する旨を規定しているほか、特に身体障害児への電動車椅子の支給事務について、支給申請を受理した福祉事務所長は、本件更生相談所に依頼を行い、同所職員の立ち会いによる操作確認を行った上、同所の意見送付を受け、他の提出書類（電動車椅子支給に係る副申書、電動車椅子操作確認票等）と合わせ総合的に審査し、判定するとしている（児童への電動車椅子支給事務の変更について（通知）（平成25年12月3日保障支第3523号・保障更第321号。以下「本件変更通知」という。))。

4 本件更生相談所による操作確認等とこれに基づく意見

(1) 操作確認とこれに基づく意見

本件申請を受理した処分庁は、令和5年5月15日、本件更生相談所に対し、本件児童による電動車椅子の操作確認を依頼した。これを受けて、本件更生相談所の担当職員は、同年6月15日、医師、理学療法士及び処分庁の担当職員の立ち会いのもと、本件児童による電動車椅子の操作確認を行ったところ、1段階から5段階までの操作判定事項（合計18項目）について、安全確保が困難である等として非実施とされた項（合計5項目）を除く合計13項目のうち、理解・操作が「可」とされた項目が合計3項目、「不可」とされた項目が合計5項目あった（以下「本件操作確認結果」という。）。

本件操作確認結果を踏まえ、本件更生相談所は、令和5年6月30日、操作面、危険予測の観点から安全性が担保されていないため、電動車椅子の操作は困難との意見を記載した意見書を処分庁に提出した。本件意見書には、その理由として「特定の単語での指示理解は可能ですが、限定的で、操作確認者の指示に気づけず、物にぶつかったり、自動ドアの前で止まることができなかつたりと指示された操作ができない場面が見られ」たことや「操作確認者に注目することが時折でき

ておらず、誘導に応じることができない場面も見られ」たことが挙げられている。

(2) 療育手帳の判定記録等の照会とこれに基づく意見

また、本件更生相談所は、神戸市こども家庭センターに対する本件児童の療育手帳の判定記録等の照会結果を踏まえ、処分庁に対し、指示や言葉の理解力が付いてきている面もあるが、電動車椅子を周囲に配慮しながら安全に運転できる状況ではないと見受けられたため、例え介助者がいても、突然の出来事への対応は難しく、安全性の担保という観点から電動車椅子の交付は適当ではないとの意見を述べた。

5 本件処分の違法性ないし不当性の有無

(1) 本件操作確認結果及び療育手帳の判定記録の照会結果並びにこれを踏まえた本件更生相談所の上記各意見からすると、本件児童は、本件支給基準を充足していないと言わざるを得ない。

(2) これに対し、審査請求人は、電動車椅子の使用地域を校内等の介助者が常時付き添っている場所に限定する条件を付して補装具費の支給を認めるべきであると主張している。

この点、確かに、法に一定の条件を付して補装具費の支給を認めることを制限する規定は特に置かれていない。また、本件変更通知にも使用書類として「④誓約書（条件付交付の際、保護者作成）」が挙げられており、これは一定の条件を付した補装具費の支給を認めることがあることを前提としていると解される。

しかしながら、本件児童が在籍する本件学校には本件児童以外の生徒も多数在籍していると考えられる。このため、たとえ電動車椅子の使用地域を常時介助者が付き添い同人からの助言等が期待できる校内に限定したとしても、あくまで電動車椅子を操作するのは本件児童である以上は、介助者の助言等により全ての危険が回避できるものではない。そうである以上、本件操作確認結果からすると本件児童が電動車椅子を周囲に配慮しながら安全に運転できると評価することは

やはり困難であると言わざるを得ず、審査請求人の上記主張を採用することはできない。

- (3) 以上のとおり、本件児童は本件支給基準を充足しておらず、処分庁による判定方法も法や本件変更通知に沿った適切なものであるから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第5 調査審議の経過

令和6年5月31日 第1回審議

令和6年6月26日 第2回審議

令和6年7月26日 第3回審議

第6 審査会の判断

- 1 行政不服審査法第2条の「行政庁の処分に不服がある者」とは、当該処分の取消しにより回復すべき法律上の利益を有する者、すなわち、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれがあるものをいうと解される(最高裁判所昭和49年(行ツ)第99号同53年3月14日第三小法廷判決)。

よって、審査請求が適法であると言えるためには、審査請求人において、当該処分の取消しにより回復すべき法律上の利益を有することが必要であり、これが存在しない場合には、審査請求の利益を欠き、当該審査請求は不適法なものとして却下される。

なお、審査請求を提起した時点で審査請求の利益を有していた場合であっても、事後の措置によって、審査請求人において処分の取消しにより回復すべき法律上の利益を有しなくなった場合、審査請求の利益を欠き、審査請求は不適法なものとして却下される。

- 2 これを本件についてみると、本件児童の父は、令和6年5月7日、法第76条の規定に基づき、本件児童を対象者とした電動車椅子の購入に係る補装具費の支給を申請事項とする補装具費支給申請を行ったところ、

処分庁は、令和6年5月17日、補装具費を支給する旨を決定し、本件要綱第6条第2項前段の規定に基づき、申請者である本件児童の父に対し、同日付け□神□第□□号補装具費支給決定通知書により通知している（以下「本件支給決定処分」という。）。

また、令和5年度の本件申請時点と令和6年度の本件支給決定処分時点における審査請求人らの自己負担額について検討するところ、令和5年度の本件申請に係る電動車椅子の見積額が777,181円であったのに対し、令和6年度の本件支給決定処分に係る電動車椅子の見積額は1,046,364円であったが、審査請求人の保護者の所得状況から令和5年度の本件申請について補装具費支給決定がされたとしても、審査請求人らの自己負担額は本件支給決定処分の場合と変わらない。

以上について鑑みると、令和6年度の本件支給決定処分時点以降においては、審査請求人に本件処分の取消しにより回復すべき法律上の利益があるということとはできない。

3 その他、本件処分につき、取消しによって回復すべき法律上の利益があると認めるべき事情も見受けられない。

4 よって、審査請求人には、本件処分の取消しを求める法律上の利益は認められない。

5 結論

以上のとおり、本件審査請求は、審査請求の利益を欠くに至り、不適法となったため、行政不服審査法第45条第1項に基づき、却下されるべきである。

神戸市行政不服審査会

会 長 水 谷 恭 子

委 員 興 津 征 雄

委員 大原 雅之

委員 西上 治